

第15条 総会の議長団は、2名とし、中央委員会の議長（1名）と副議長（1名）が兼任し、書記は、役員会の書記が兼任する。

第5章 中央委員会

第16条 中央委員会は総会の次に大きな機関であり議決は全生徒の意志を代表する。

第17条 中央委員会は役員7名、学級委員は学級から1名クラブ部長各種委員会の長によって構成される。（議案を出したい時は会の前日までに役員の方へ届出る。）

第18条 中央委員会の議長団は、互選によりつぎのように選出する。

前期	議長	3年より1名
(4月～9月)	副議長	2年より1名
後期	議長	2年より1名
(10月～3月)	副議長	1年より1名

第19条 中央委員会は会長が召集し、1ヶ月1回以上開く。又次の場合にも開かなければならない。

1. 会長が必要と認めた時。
2. 中央委員の3分の1以上の要求がある時。
3. 各種委員会及びクラブ部長会の要求がある時。

第20条 中央委員会は次の仕事をする。

1. 予算の配分。
2. 年間の行事計画。
3. 規約の制定及び改正についての相談。
4. 欠員ができた場合の役目の補充。
5. 予算案決算の承認。
6. 会計監査の選任。
7. その他必要な事がら。

第21条 中央委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席委員の3分の2以上によって行

なわれる。

第22条 中央委員は各出身委員会委員の3分の2以上の不信任を受けた場合はやめなければならない。

第6章 各種委員会

第23条 生徒会はその目的を達成するために次の各種委員会を設ける。

学級委員会、生活委員会、保健委員会、放送委員会、広報委員会、厚生委員会、美化委員会、図書委員会、

第24条 各種委員会の委員は各学級より1～2名ずつ選出する。ただしクラブ部会はクラブ代表による。

第25条 各種委員会は実状に応じて次の役員を置くことができる。

委員長、副委員長、書記、会計

第26条 各種委員会の任期は生徒会役員の任期と同じとする。

第27条 各種委員会は月に2回の会を持たねばならない。その他必要に応じて開くことが出来る。

第28条 各種委員会は定員の3分の2をもって成立し議決は出席委員の過半数による。

第29条

学級委員会 よりよい校内生活がいとなめ向上できるように学級活動の報告や問題についての方法や対策を提案し決定する

生活委員会 各学級委員と各学級男子2名、女子2名で編成し、週番として校内の生活や規律を保つために活動する。

保健委員会 全生徒の健康に関する調査計画、校内の清潔を保つため努力する。

放送委員会 校内の連絡事項を伝え学校放送の計画及実施にあたる。